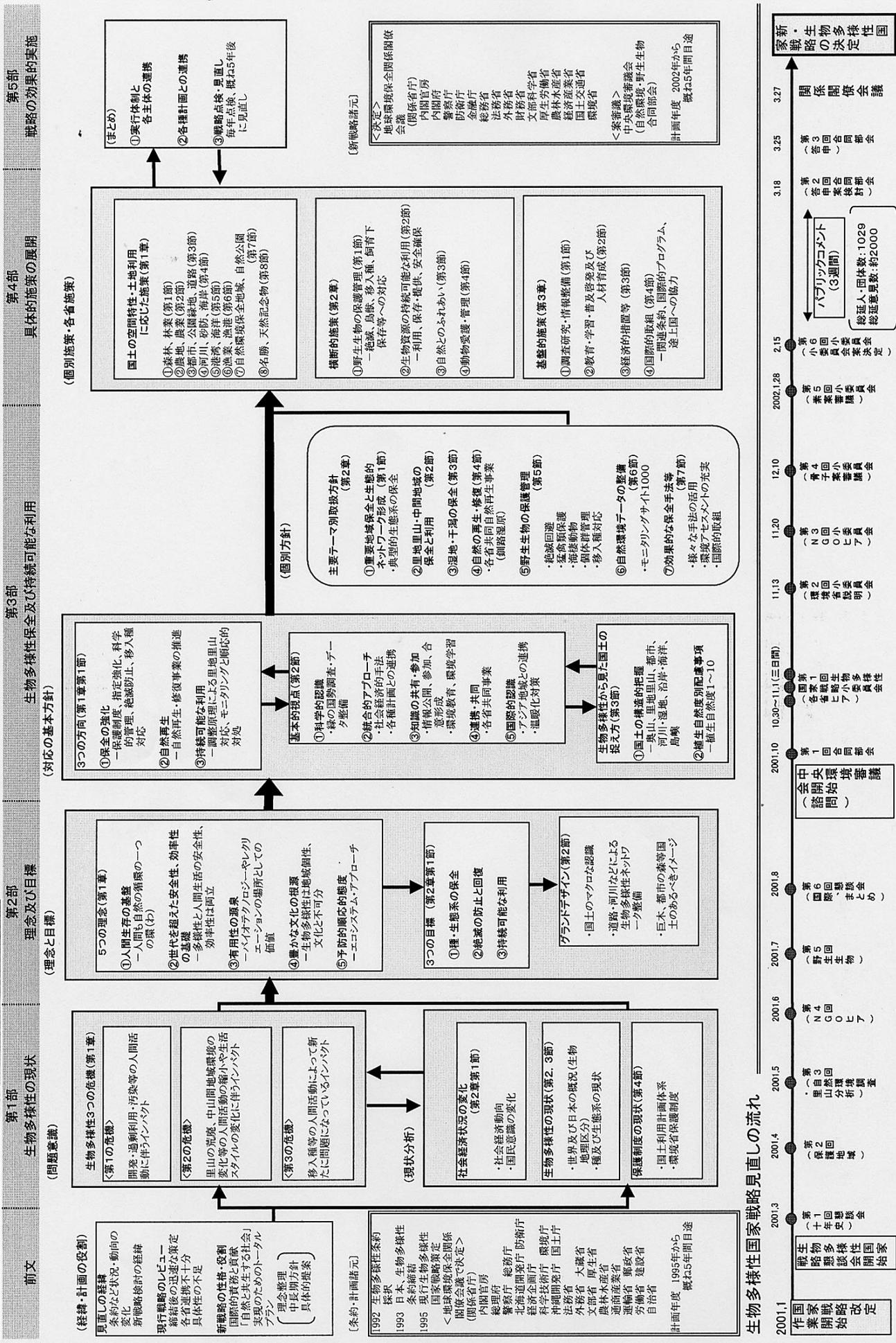


## 2. 釧路湿原自然再生の意義、目的に関する参考資料

# 新・生物多様性国家戦略



## 生物多様性国家戦略見直しの流れ



## 自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号(12 月 11 日公布))

### (目的)

第一条 この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

2 この法律において「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。

3 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。

### (基本理念)

第三条 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。

4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視

し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

- 5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習(以下「自然環境学習」という。)の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。

(実施者の責務)

第五条 この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)その他の法律の規定に基づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理する者からの委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者を含む。以下「実施者」という。)は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(他の公益との調整)

第六条 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されなければならない。

(自然再生基本方針)

第七条 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針(以下「自然再生基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。
  - 一 自然再生の推進に関する基本的方向
  - 二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項
  - 三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
  - 四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
  - 五 その他自然再生の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。

- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、自然再生基本方針を公表しなければならない。
- 6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。
- 7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

(自然再生協議会)

第八条 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。

- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。
  - 一 自然再生全体構想を作成すること。
  - 二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。
  - 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前項第一号の自然再生全体構想(以下「自然再生全体構想」という。)は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。
  - 一 自然再生の対象となる区域
  - 二 自然再生の目標
  - 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
  - 四 その他自然再生の推進に必要な事項
- 4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。
- 5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

(自然再生事業実施計画)

第九条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画(以下「自然再生事業実施計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
  - 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
  - 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
  - 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果

#### 四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し（当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。）及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し（当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。）を送付しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。
- 7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。

#### （維持管理に関する協定）

第十条 自然再生事業の対象区域の全部又は一部について自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当該区域の土地の所有者等と協定を締結して、その維持管理を行うことができる。

#### （実施者の相談に応じる体制の整備）

第十一条 主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

#### （自然再生事業の実施についての配慮）

第十二条 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、自然再生事業実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

( 自然再生事業の進捗状況等の公表 )

第十三条 主務大臣は、毎年、自然再生事業の進捗状況を公表しなければならない。

- 2 主務大臣は、第九条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、これを公表しなければならない。

( 自然再生事業実施計画の進捗状況の報告 )

第十四条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、自然再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

( 財政上の措置等 )

第十五条 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

( 自然再生に関するその他の措置 )

第十六条 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等が行う自然再生に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興を図るものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする。

( 自然再生推進会議 )

第十七条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(自然再生事業に係る配慮)

2 この法律の施行後五年を経過するまでの間は、自然再生事業については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の施行状況その他土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る自然環境の保全上の支障を防止するための措置の実施状況等に留意して、適正な配慮がなされるものとする。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

"湿地:水、生命、文化"

ラムサール条約 (イラン、ラムサール、1971年) 第 8 回締約国会議

2002年11月18-26日 スペイン、バレンシア

決議 .16

湿地復元の原則とガイドライン

1. 総ての締約国による湿地復元を締約国会議が奨励した勧告 4 . 1 を想起し、さらに、復元の原則とガイドラインの作成を科学技術評価パネル ( S T R P ) に求めるとともに、湿地復元に高い優先度を付与するよう締約国に要請した勧告 . 1 5 を想起し、
2. また、より進んだ湿地復元に利用されうるような更なるガイドラインと手法の開発を締約国が求めた決議 . 1 7 を想起し、
3. 国内の湿地資源に関して、できるならば復元可能な湿地も含んだ、総合的な国内湿地目録を完成させるよう締約国が決定した決議 . 2 0 を想起し、
4. ラムサール条約ウェブサイトの一部として、復元の事例研究を含む湿地復元のウェブサイトの構築作業に関して、また、湿地科学者の会とギリシャビオトープ・湿地センター ( E K B Y ) によるこのための貢献について S T R P の専門家ワーキンググループに謝意を表し、
5. 勧告 4 . 1 で表明され、また決議 . 1 7 においてさらに強調された見解、すなわち、湿地の復元によっては失われた自然湿地が代替不可能であるとしても、生態学的、経済的及び社会的に実行可能であり、かつ湿地保護と協調した湿地復元のプログラムは、人々及び野生生物の双方に対して実質的な利益を提供するものであることを反復し、
6. 持続可能な開発に関する世界サミットの実施計画 ( パラグラフ 37d ) において、洪水と干魃の危機にさらされている国々において、それらによるリスクの回避にあたって湿地復元がはたす役割について言及がなされたことを歓迎し、
7. 条約第 4 条第 2 項に規定された代償措置と、この代償措置について今回の締約国会議の決議 VIII . 20 として採択されたガイドラインに対する、湿地復元の原則及びガイドラインの適切さを認識し、
8. 今回の締約国会議において、多くの決議、特に湿地管理計画のための新しいガイドライン、( 決議 VIII . 14 )、湿地目録の枠組み ( 決議 VIII . 6 )、影響評価 ( 決議 VIII . 9 )、泥炭湿地の世界行動 ( 決議 VIII . 17 )、気候変動と湿地 ( 決議 VIII . 3 )、湿地の生態学的特徴の維持 ( 決議 VIII . 8 ) に関する決議が採択され、それらの総てが湿地復元の実施に寄与するものであることを認識して、

締約国会議は、

9. 本決議の附属書である湿地復元の原則とガイドラインを採択し、

10. 総ての締約国に対して、湿地の復元あるいは創出が自然湿地の喪失に置き換わり得るものではないことを認識するよう要請し、
11. 総ての締約国に対し、湿地復元の原則とガイドラインを、法制度、影響評価、奨励措置、気候変動及び海面上昇の影響の回避措置について特別な注意を払いつつ、国家湿地政策及び計画に完全に統合することを強く促し、
12. 締約国に対し、WSSDの実施計画に記載された洪水及び干魃への脆弱性に対処するためのさらなる方策として、湿地復元の原則及びガイドラインを適用するよう要請し、
13. 締約国に対し、本締約国会議で採択された湿地目録の枠組み（決議 VIII.6）を適用して復元可能な湿地を含む国内湿地目録を作成するにあたってこれらの原則及びガイドラインを利用すること、また、特定の湿地において復元実施のためのプログラムを策定し、さらに締約国会議に向けた3年ごとの国別報告書においてその進捗状況について報告するよう要請し、
14. 締約国に対し、本締約国会議において泥炭地に関する世界行動（決議 VIII.17）に示された泥炭湿地の賢明な利用に対する優先度に対応して、泥炭湿地の復元に特に注意を払うよう強く促し、
15. さらに、総ての締約国に対し、湿地の保全と賢明な利用を河川流域管理（決議 VIII.18）と国境をまたいだ行動（決議 .19）に統合させることによって生態学的特徴を維持するための水資源の配分及び管理（決議 VIII.1）に関連して、湿地復元が河川流域管理において果たす役割に特に注意を払うよう強く促し、
16. 総ての締約国に対し、条約第4条2項に基づく代償措置規定を考慮し、また本締約国会議で採決されたそれらの代償措置のためのガイドライン（決議（VIII.20））を用いる際にこの湿地復元の原則とガイドラインを適用するよう要請し、
17. 締約国に対し、作業、能力及び労働機会の視点を湿地復元プロジェクトに導入することにより、また、地域社会が依存している生態系資源とサービスの回復に焦点を当てることにより、湿地復元と貧困削減を関連付ける可能性について調査することを奨励し、
18. 締約国に対し、湿地復元に関心を有する地域社会の関係者に附属書の原則及びガイドラインを配布すること、また湿地管理における地域社会及び先住民の関与の強化について規定した決議 .8のガイダンスに従って、湿地の復元と維持において地域社会及び先住民を関与させることを奨励し、
19. 総ての締約国に対し、「湿地復元の原則とガイドライン」を履行する際、決議 VIII.19の付属書である湿地の効率的な管理のために湿地の文化的側面を組み込むための指導原理を取り入れて、復元しようとする湿地の文化的及び考古学的遺産の重要性が十分に認識され、それによって湿地の重要性が維持されることを確保するよう要請し、
20. 締約国に対し、湿地復元プロジェクトを履行する際に、ラムサール条約の湿地復元のウェブサイトに掲載された、図版化された事例集、復元技術のガイド、検索可能な文献目録等を含む情報や資源を利用することを奨励し、さらに締約国及びその他の機関に対し、湿地復元プロジェクト及びその経験に関する情報を、条約の公用語の一つを用いてウェブサイトを提供し、それによりこれらの情報が広く利用可能となること、また、特に本決議によ

って採択された原則とガイドラインの適用に関する実験的プロジェクトに関する情報を提供することを奨励し、

21. 締約国に対し、その国内での研修の必要性評価の一部として、湿地復元の研修の必要性を特定するよう要請し、さらに、ラムサール条約事務局に対し、科学技術評価パネル及び国際湿地保全連合等と協力して、湿地復元の研修の機会を特定すること、またラムサール湿地研修イニシアティブが成立したときにはその一環として関係する研修モジュールを作成するよう要請し、
22. 科学技術評価パネルに対し、決議 VIII.7 に従い、泥炭地世界行動調整委員会が設立されたらばそれと協力して、湿地復元の用語集及び小規模ダムと湿地復元に関するガイダンスを含む、湿地復元の手法とガイダンスをさらに発展させるよう要請し、さらに、パネルに対し、カナダ政府その他の締約国の支援のもとに、決議 . 2 4 に対応して湿地喪失の補償に関するガイダンスを準備し、この件について COP9 に報告するよう要請する

## 附属書

### 湿地復元の原則とガイドライン

#### はじめに

1. 湿地復元から生ずる利益の認識と、湿地劣化を逆行させる必要性から、世界的に数多くの復元プロジェクトが始まっている。しかし、湿地復元に対する関心とその機会が拡大しつつあるにも関わらず、湿原復元への努力は散在しており、国レベルの全般的な計画はない。湿地復元に関心をもつ個人や組織は孤立して活動しており、他のプロジェクトの経験から得られる利益を得られないことが多い。
2. 湿地復元に関する過去の経験の重要性と、締約国間での湿地復元に関する関心が増大していることを認識し、ラムサール条約勧告 15 は、「科学技術評価パネル（STRP）に対し、事務局、関係締約国等と協力して、湿地復元の原則に関するガイドラインを定める」よう強く要請している。パネルは、「湿地保全と賢明な利用（ワイズユース）に関する国家計画の一部としての復元」に関する決議 17 の手段とガイドラインを、更に発展させるよう課せられた。
3. 条約の戦略計画 2003-2008 年の実施目標 4 が「復元（restoration）」と「回復（rehabilitation）」の双方に言及しているにもかかわらず、この 2 つの用語の違いは明確ではない。ラムサール条約は、これらの用語の正確な定義付けを試みてはいない。「復元（restoration）」が攪乱を受ける前の状況に戻ることを意図し、「回復（rehabilitation）」が、攪乱を受ける前の状況に戻ることを必要としない湿地機能の改善を意味すると言っているとしても、これらの用語はラムサール条約の文書及び保全に関する文献の双方においてしばしば交換可能なものとして使われている。この「湿地復元の原則及びガイドライン」においては、「復元（restoration）」という用語を、本来の状況に戻すことを促進するプロジェクトと、攪乱を受ける前の状況に戻ることを要しない湿地機能の改善に関するプロジェクトの双方について、広義の意味で使用する。
4. 科学技術評価パネルは、ケーススタディを含む、湿地復元のための手段と方法に関するより詳細な規準を開発してきており、ラムサール条約ウェブサイト ([http://ramsar.org/strp\\_rest\\_index.html](http://ramsar.org/strp_rest_index.html)) の、湿地復元に関するウェブサイトから取得可能である。
5. 一般的原則とガイドラインは、多くの環境における多くのプロジェクトの経験に基づいており、復元プロジェクト開始の際に有用である。本文では「原則」として、成功する復元プロジェクトの土台をなす考えについて述べており、これを元に、国の湿地政策を作成すべきものである。（ラムサール条約決議 6 「国の湿地施策の開発と遂行のためのガイドライン」も参照のこと。）
6. 本文では「ガイドライン」として、復元プロジェクトを決定するまでの一つ一つの過程、復元プロジェクトの展開及び遂行について述べており、これを元に、行政のガイドラインを作成することが可能である。
7. しかし、復元プロジェクトはそれぞれ特有のものである一方、これらの原則とガイドラインは、様々な状況において有用となるよう計画され、全てに適用できる決定的なものではない。

#### 原則

8. 湿地復元の国家的な計画と優先度は、国の湿地保全政策、計画または戦略の一部として、復元可能性を有する湿地に関する全国的な目録に基づき定められるべきである。それにより、湿地復元に注がれた努力と資源が、総合的な保全と湿地の賢明な利用に対し最大限活かされる。
9. 湿地復元プロジェクトの最終目標、目的、評価基準を明確に理解し提示することは、復元の成功のために非常に重要である。（下記のテキストボックスと「ガイドライン」を参照。）湿地保全と賢明な利用に関する国家計画の一部としての復元」に関するラムサール条約決議

17を踏まえ、最終目標及び目標は、湿地の多様な機能を認識すべきである。これは、生物多様性保全、食糧供給の確保、水資源供給、水質浄化、洪水調整とレクリエーションといった多様な目的が、復元プロジェクトの持続可能性と総合的利益を増大することが多いためである。仮に、あるプロジェクトが、攪乱を受ける前の状態に戻すことを促進しようとするのであれば、それはプロジェクトの最終目標の一部として記述されるべきである。さらに、プロジェクトの目標において、それが何を正確に意味するかについて、さらに詳細な情報を書きこむことが必要である。しかしながら、必ずしも総ての復元プロジェクトが、攪乱を受ける前の状態に戻すことを促進しようとしているものではないこと、また、湿地復元の原則とガイドラインに使われている「復元(restoration)」の語によって、攪乱を受ける前の状態に戻すことを意味しているわけではないことに留意する必要がある。

- 10 . 注意深い計画により、望ましくない副作用を抑制することができる。例えば、注意深い計画により、蚊の増加、望ましくない洪水、または水源への塩水流入といった問題を回避することができる。計画作成にあたり、対象地の特徴、プロジェクトの実行可能性及び成功に影響する要素を評価するべきである。
- 11 . プロジェクトの選択、設計、展開にあたり、自然の変化と現状を考慮するべきである。可能な限り、生態工学の原則は、堅固な構造又は掘削を必要とする手法に優先して適用されるべきである。
- 12 . ラムサール条約の勧告4.1は「現存する湿地の維持及び保全は、失われた湿地を復元するよりも、常に望ましくかつ経済的である。」、「保全のスキームは、現存する自然のシステムを保全する努力を減ずるものであってはならない」と正当に述べている。定量的データと主観的評価により、現時点で利用可能な保全技術により、元あった湿地の自然生態系に匹敵するものを創出した事例はないに等しいということが明らかにされている。当然ながら、復元の約束と引き換えに、質の高い生息地や生態系を差し出すことは、最優先の国家的関心事項でない限り避けるべきである。しかしながら個々の湿地復元は、例えば総合的な集水域の状況改善や水の配分管理の改善等を通じて、現存する質の高い湿地の管理のために活かすことができる。
- 13 . 可能であれば、湿地復元計画の適正な最小規模は、集水域レベルとするべきである。個々の比較的小さい、1つの湿地を対象とした復元プロジェクトは、集水域の視点で計画されている場合有益となり得る。湿地復元計画は、陸上生息環境の価値と、陸上及び湿地生態系の連続性を無視してはならない。
- 14 . 湿地復元計画は、水の配分原則及び復元が湿地生態系機能の維持の中で果たしうる役割を考慮するべきである。(決議 .20「湿地生態系機能の維持のための水資源配分及び管理に関するガイドライン」を参照のこと。)
- 15 . 湿地復元は、公開された過程であるべきであり、地域の利害関係者及び地理的に離れていてもプロジェクトから影響を受ける利害関係者(例えば下流域に住む人)が参加するべきである。全ての利害関係者 - 対象地内外の地域社会、部族、先住民族、宗派を含む - は、湿地復元プロジェクトの最も初期の検討段階から遂行まで、長期にわたり携わり参加するべきである。
- 16 . 復元は、実施中の管理及びモニタリングも含め、長期にわたる関与を必要とする。(決議 .1 附属書「効果的な湿地モニタリング計画の枠組み」を参照。)可能な限り、復元は関与がなくとも成立するよう計画されるべきであるが、一般的には、長期間の関与の必要性を理解している支持者、この関与を支えるための資源、関与を続けるための献身が必要となる。保全プロジェクトを長期間にわたり成功させるために、奨励措置の開発が有用である。(決議 .15「賢明な利用原則の適用を促進するための奨励措置」参照。)
- 17 . 湿地復元計画は、実践可能な場合には、景観の形成に貢献する伝統的資源管理の知識を統合するべきである。地域住民による伝統的環境知識、管理及び持続的収穫の実践の統合は、復元に含まれる一要素であるべきである。
- 18 . 適応管理の原則(決議 .10「ラムサール登録湿地等の管理計画新ガイドライン」参照)は、復元プロジェクトに適用されるべきである。プロジェクトの展開により、不測事態

への適応、新しく得られた知見及び資源の利用のために、修正が必要となる。いかなる修正も、当初の最終目標、目的及び評価基準に対するプロジェクトの評価に照らして、なされなければならない。

19. 成功した復元プロジェクトは、利害関係者の関与の継続並びにその後のプロジェクト及び計画の展開に対し良い刺激を与え得る。保全プロジェクトへの提言、プロジェクトの結果及び成功に係る情報は、科学的及び技術的討論の場に向けて広く発信され、また、身近な情報は利害関係者が利用できるようにされるべきである。
20. 復元の着手は、普及啓発及び生態系の劣化につながる行動や実践に影響を与える手段と結び付けられるべきである。これは、劣化の影響についてだけでなく、それら劣化の原因についても確実な対処がなされるためである。これらの行動は、土地所有者、資源利用者及び周辺の地域社会が復元プロジェクトに関与するための、また、決議 8 の適用のためのさらなるメカニズムを提供する。

### ガイドライン

21. 添付のフローチャートは、湿地復元プロジェクトのガイドラインを表している。下記は、フローチャートの説明である。
22. 下記のボックスは、同時にあるいは反復して起こる段階を示している。例えば、いくつかのケースでは、地点が選定されるまで関係者は完全には特定できないし、関係者の変更は最終目標、目的及び評価基準の変更につながる。
23. 作業の総ての側面における関係者を特定し、また、関係者の参加を得る。(フローチャート1のボックス1) これらの関係者は、復元プロセスを通じて、総ての鍵となる計画決定に関与すべきである。
24. プロジェクト最終目標、目的、評価基準(フローチャート1のボックス2) : 最終目標と目的を、きちんと定めない、又は全く定めなかったために、困難に直面する湿地復元プロジェクトが多い。明確な最終目標及び目標なしには、プロジェクトは方向性を失ってしまう。各プロジェクト目標に対し評価基準を当てはめることにより、利害関係者は最終目標と目標をより綿密に検討することになる。また、評価基準の開発が、最終目標及び目標の修正につながるることが多い。プロジェクト最終目標の例として、野生生物の生息地の質を向上させることがあげられる。関連した目標としては、渡り性水鳥等特定種の生息地の質を向上させることがあげられる。この目標に関連した評価基準は、復元完了後の湿地を利用すると考えられる主要種の繁殖つがいの数を設定することがあげられる。
25. 通例、評価基準を評価するモニタリング手法は、計画過程の一部として定められるべきである、というのは手法によって結果の値が異なることがあるためである。例えば、評価基準は特定の植物種による70%の被覆を必要とする場合、異なる方法で見積もると同じ場所でも異なる値が導かれる。プロジェクトを常に正しく進めていくために、最終目標、目標、

#### ボックス1 最終目標、目標、評価基準

最終目標： プロジェクトに求められる成果についての全般事項 最終目標を定めることにより、全ての利害関係者がプロジェクトに求められる方向性を一般的な語句により理解できる。プロジェクト最終目標は、個々の湿地のもつ多様な機能を反映して一つ以上あってもよい。

目標： プロジェクトに求められる成果についての特定事項 プロジェクトはたいいてい、個々の湿地のもつ多角的な機能を反映して1つ以上の目標をもつ。

評価基準(成功基準とも呼ばれる)： プロジェクトが多様な目標に適合しているかどうかを見極めるための観測可能で測定可能な属性。個々の目標には、1つ以上の関連評価基準がある。

評価基準と評価手法は、明記され広く公開され適宜修正されるべきである。

26. 対象地の選択（フローチャート1 ボックス2）： 復元プロジェクトは、多くの場合、特定の対象地の状況を踏まえて始まるので、よって対象地はプロジェクトの最初の時点で特定される。しかし、対象地なしに開始されるプロジェクトもある。これらの場合、いくつかの対象地が評価され、最終的に対象地が決定される。復元プロジェクトを特定するための手順は、次の3段階に分けられる。
- i. 第1段階は、それぞれの場合において、湿地機能復元のための空間的必要性と復元に関わる環境制限要因を確認する。
  - ii. 第2段階は、さらに対象地毎に、第1段階で収集された環境制限要因の総体、社会経済的な特徴、その他集水域の特性を踏まえ、潜在的な復元プロジェクトの持続可能性を評価する。
  - iii. 第3段階は、最終段階で、前の2段階の評価により、潜在的に持続可能な復元プロジェクトを特定し優先付けする。この段階は、湿地資源管理の合理的な決定をするために必要であり、成功可能性の高い、経済効率のよい、広く公的に認められるプロジェクトを特定できる。
27. フローチャート2と次のパラグラフにおいて、対象地選定の過程の詳細を述べる。
- i. 集水域の空間解析は、湿地機能の復元の必要性がある地域の特定と、異なる集水域の復元必要性を相対的に順序づけするのに有用である。（フローチャート2のボックスa）例えば、農業開発を伴う集水域における水質改善を目的とする湿地の創出は、栄養分流出問題の起きていない近接集水域の案件よりも優先順位が高い。
  - ii. 集水域の空間解析に役立てるため、復元の対象地域は、喪失及び劣化した湿原の目録と機能の評価を通し、設定する必要がある。（フローチャート2のボックスb）
  - iii. 集水域の空間解析は、集水域レベルでの湿地機能の評価を要する。（フローチャート2のボックスc）これは、湿地機能の位置付けを確定し、現存する生態系及び利用を維持するために必要な行為の優先順位を確定する。機能評価により最も深刻な劣化問題を抱えた湿地を見出し、集水域で保持されるべき機能を特定し、復元のための一般的対策を定めるべきである。
  - iv. 復元プロジェクトを実施する対象湿地を定めた後、その地域特有の制限要因を記録し、評価することにより、可能な湿地復元プロジェクトを定め、復元のための優先付けを行う。（フローチャート2のボックスd）これらは、集水域レベルで定められるべきで、生態的、科学的、技術的、社会的、経済的変動を考慮するべきである。
  - vi. 対象地固有の制限要因は、水、景観形態、動植物の存在等の自然資源の利用可能性を含む。（フローチャート2のボックスe）湿地復元に対し、気候、地形、その他の集水域の特徴に起因するいくつかの生態学的制限が存在する。
  - vii. 社会経済的要素については、社会的に認められており、積極的な利害関係者を有し、持続可能な開発に貢献し、実現のために必要な資源の利用がある程度確かである復元プロジェクトに対し、高い優先順位が与えられるべきである。（フローチャート2のボックスf）
  - viii. 最終決定（フローチャート2のボックスg）は、ボックス3に掲げられた事項と下記の事項を考慮した評価に基づいて行われるべきである。
    - a) 特定の湿地機能を創出するための空間的必要性
    - b) 地域的視点での、局地的な決定が及ぼす影響
    - c) 必要であれば、集水域の土壌、水源の保存又は改善
    - d) 長期的な変化と不測事態に対応した計画
    - e) 稀少な景観要素、生息地、関係する種の保存
    - f) 湿地機能に与える事業の影響の回避又は代償
    - g) 湿地の自然の潜在力と両立できる土地利用と管理実施

28. 最終目標、目標及び評価基準に対する対象地の適合性： 対象地が定められれば、最終目的、目標、評価基準に立ち戻って、適合性を確認するべきである。（フローチャート1のボックス4）
29. プロジェクト計画（フローチャート1のボックス5）： プロジェクト目標に向かって事業を進める方法は、たいてい一つ以上あるため、プロジェクト計画の初期段階で代替案を検討するのが有用である。比較については、だいたいの経費見積もり、プロジェクト目標を達成する可能性、全利害関係者の見解を検討して行うべきである。これら計画のうち一つを選択し、事業実施までの詳細計画にまで発展させるべきである。復元計画は、工事が確実に適切なマナーの元に実施されるよう、研修を含むべきである。最初の事業実施、遂行に対しては、復元手段を試験し改善するための、試行的プロジェクトの実施を検討すべきである。
30. モニタリングと評価基準の適合性（フローチャート1のボックス6）： モニタリング

### ボックス2 湿地復元プロジェクトの有用性と実現可能性の評価の中で取り組むべき問題

適切な湿地保全プロジェクト選択のため、下記について評価を行うべきである（決議 .17 附属書）

- a) 環境面での利益 例えば、水量及び水質の改善、富栄養化の減少、水源の保存、生物多様性保全、湿地資源の管理の改善、洪水調整 があるか。
- b) 提案されたプロジェクトの経済効率はどうか。投資と変化は、一時的結果でなく、より長期にわたる評価が適当である。建設段階で適切なコストであり、将来の管理経費も適切であるよう目指すべきである。
- c) 復元された湿地の地域の人々及び地域そのものに対し、どんな選択枠が提示され、どういった利益、不利益を与えられるか。これには、健康状態、食糧及び水の実質資源、レクリエーションやエコツーリズムの可能性の増大、並びに景観価値、教育機会及び文化遺産（歴史的、宗教的見どころ）の改善等を含む。
- d) プロジェクトの生態学的潜在はどうか。生息地及び生物学的価値について、対象地は現在どんな位置付けにあるか。また特に、湿地保全や生物多様性の重要性について、現在ある特徴が失われたり影響を受けたりするかどうか。対象地において、水文学、地形学、水質、動植物群衆等の面でどういった展開が予想されるか。
- e) 現在の土地利用の観点から、対象地の位置づけはどうか。先進国、経済的に移行期にある国、発展途上国の間で、またそれぞれの国内においても、保全及び回復に対する地域情勢により、状況は大きく異なると考えられる。特に、現状では利益が少ない辺境地域は、状況が改善されることが多い。
- f) 主たる社会経済的制約は何か。プロジェクト実現に対し、地域及び対象地において前向きな関心があるか。
- g) 主たる技術的制約はなにか。

は、プロジェクト目標に係る評価基準に焦点をあて実施すべきである。効果的なモニタリング計画は、継続的な変化と開発を被るすべての生態系を考慮し、時間的空間的变化を明らかにするべきである。

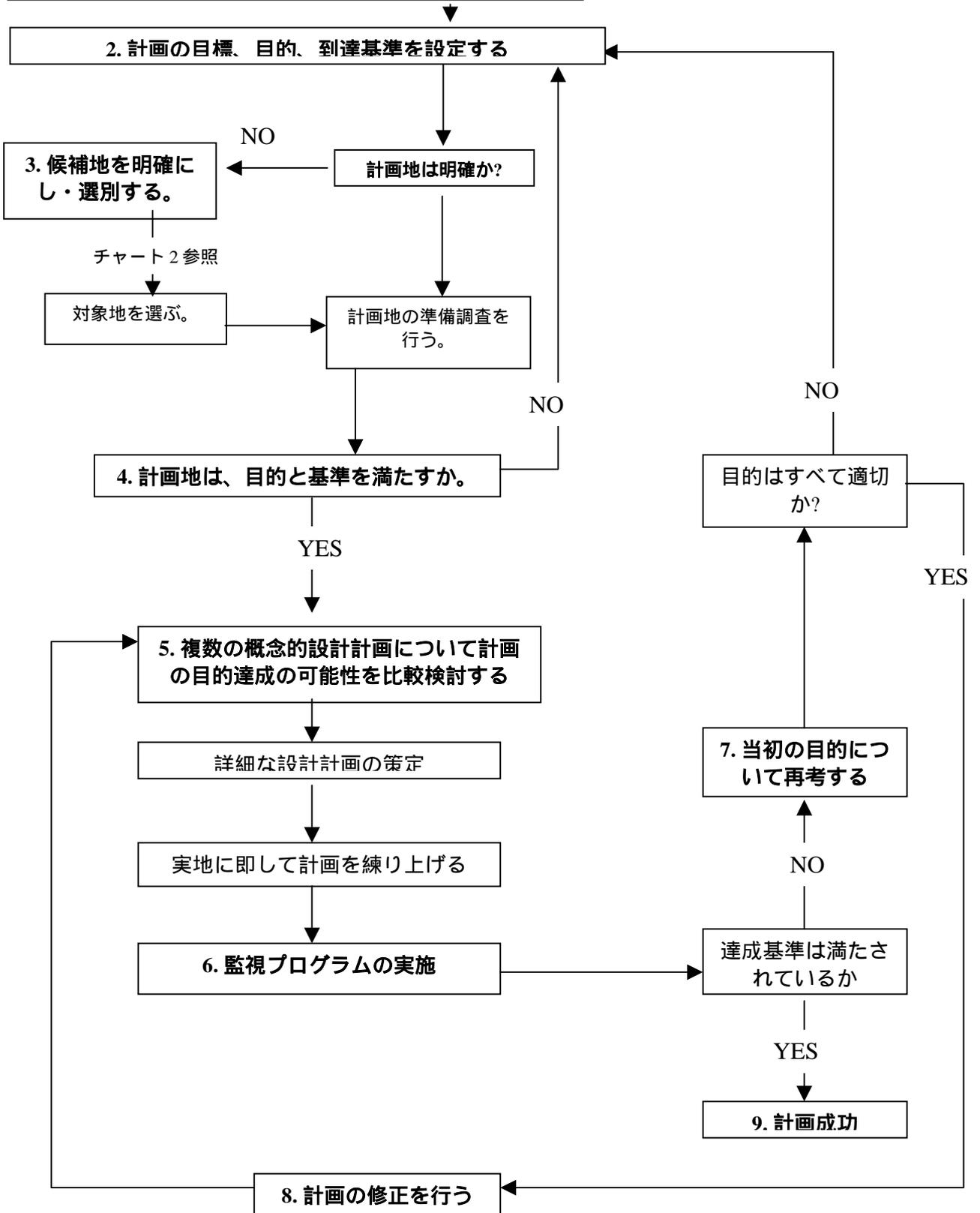
31. 評価基準に適合しない時（フローチャート1のボックス7と8）： 評価基準が適合しない場合、注意深くプロジェクトを再検討する必要がある。最初に設定した最終目標、目標、評価基準が適当でなかった場合は、それらが再検討されるべきである。最初に設定した最終目標、目標、評価基準が、検討の結果、適当であれば、計画が修正されるべきである。修正の範囲は、現計画の少々の簡単な修正から完全なる再計画までわたる。
32. 復元プロジェクトは生態系プロセスの理解に新しい知見を切り開くことが多く、復元プロジェクトは多くの場合、自然の中での実験的行為と見なされるべきである。したがって、

最初に設定した最終目標、目標、評価基準の修正や計画の修正は、失敗ではなく、復元過程の必要な一部と理解されるべきである。

33. プロジェクトの成功（フローチャート1のボックス9）： 評価基準が満たされた場合、プロジェクトは成功と見なされる。しかし、この成功を持続させていくためには、継続的な関与とモニタリングが必要である。また、利害関係者は、成功を評価するために使われた評価基準に満足しているかどうかを決めるため、プロジェクトを再検討すべきである。仮に、評価基準が合致していたとしても、利害関係者がプロジェクトの結果に満足していない場合、総てのプロセスを再度開始することが必要であろう。

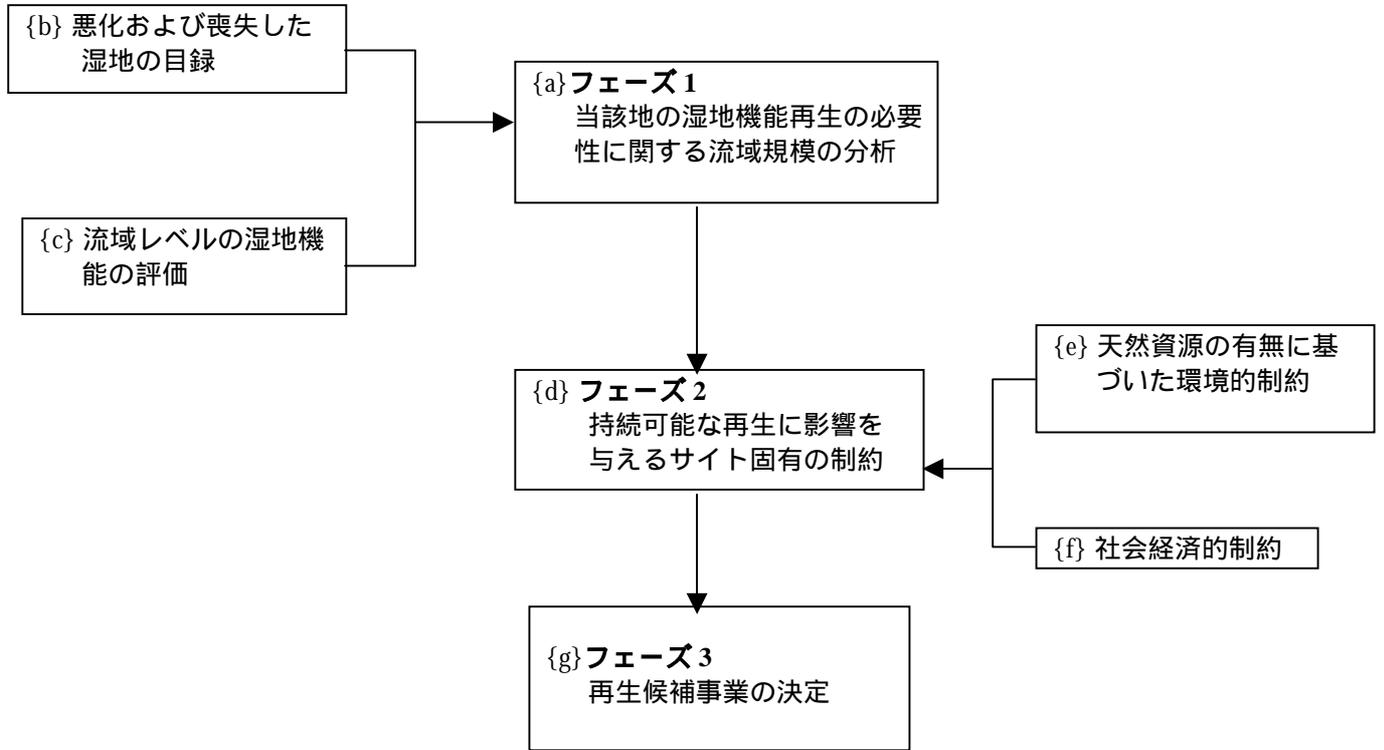
1. 当事者を特定し、作業の全側面に、当事者を組み込む

ar COP8 Resolution VIII.16, page 10



フローチャート1. 湿地復元のための指針

## フローチャート 2. 湿地復元計画確定の過程



記号は本文の説明に対応